

四日市市告示第 238 号

三重県生活環境の保全に関する条例（平成 13 年 3 月 27 日三重県条例第 7 号）第 72 条の 4 第 2 項に基づき、次のように告示する。

平成28年 4月 12 日

四日市市長 田中 俊行

1 発表事項

赤堀 2 丁目地内における土壌汚染について
(平成 27 年 9 月 25 日付け発表に関する追加調査)

2 発表内容

平成 28 年 4 月 11 日、三重県生活環境の保全に関する条例第 72 条の 4 第 1 項の規定に基づき、ピアスアライズ株式会社（大阪府大阪市北区豊崎 3-19-3 代表取締役 阪本和俊）から同社所有地における土壌汚染の発見に係る届出書が提出されました。

届出によると、平成 27 年 6 月 29 日から平成 28 年 3 月 17 日にかけて同社所有地（45.6m²）について土壌調査を実施したところ、土壌溶出量基準を超過する物質が以下のとおり検出されました（区画は別紙参照）。今回汚染が判明した区画は、平成 27 年 9 月 25 日付けで公表を行った汚染区画の隣の区画です。

また、土壌溶出量基準を超過した区画において地下水を調査したところ、環境基準値以下であったことから、周辺への影響はないと考えられます。基準を超過した有害物質の濃度は次のとおりです。

土壌調査結果

物質名	最大濃度 (土壌溶出量基準の倍数)	土壌溶出量基準	汚染深度
砒素及びその化合物	0.038 mg/L (3.8倍)	0.01 mg/L	表層～0.6 m
ふっ素及びその化合物	0.97 mg/L (1.2倍)	0.8 mg/L	表層～0.6 m

3 対応方針

- (1) 4月 13 日、現地への立入調査を実施します。
- (2) 汚染範囲の土壌については、事業者による掘削除去工事が行われる予定ですが、事前に工事計画書を提出させ、工事が適切に行われるよう指導します。

(環境部環境保全課)